

～3つの基礎年金があります～

国民年金特集 2011



国民年金は、国が運営する公的年金です。20歳から60歳までのすべての方が公的年金に加入します。終身年金なので、受給開始から生涯にわたり老齢基礎年金を受け取ることができるほか、けがや病気、万一のときも障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取れます。

保険料を納付して、年金を受け取ることは、義務であり権利です。

老齢基礎年金は、何歳から、いくら受け取れますか？

老齢基礎年金を受け取るためには、保険料納付済期間（厚生年金や共済組合の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した期間が、原則として25年以上必要です。

老齢基礎年金の年金額

20歳から60歳になるまで（加入可能年数40年）の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金が受け取れます。（下表参照）
※60歳から65歳になるまでの間に任意加入（第2号被保険者を除く）をして、満額の年金に近づけることができます。

老齢基礎年金の受給開始年齢

◆繰り上げ受給
老齢基礎年金は、原則として65歳から受けられますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。ただし、請求した時点で応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。

◆繰り下げ受給
希望すれば66歳以降、繰り下げて年金を受けることができます。請求した時点に応じて年金が増額され、その増額は一生変わりません。

老齢基礎年金の年金額(満額) = 年間 792,100円(月額 66,008円)

(計算式)

$$792,100 \text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{全額免除月数} \times 4}{8} + \frac{4 \text{分の} 1 \text{納付月数} \times 5}{8} + \frac{\text{半額納付月数} \times 6}{8} + \frac{4 \text{分の} 3 \text{納付月数} \times 7}{8}}{40 \text{年} (\text{加入可能年数}) \times 12 \text{月}}$$

※平成23年度の年金額は0.4%引き下げとなる予定です。

障害基礎年金は、どんなときに受けられますか？

障害基礎年金は、次の条件のすべてに該当する方に支給されます。

条件その1 (初診日)

20歳前、国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となる病気やけがの初診日があること。ただし、老齢基礎年金の繰り上げ受給の方は除きます。

条件その2 (障害の程度)

障害の程度が、20歳に達したとき、または障害認定日において、国民年金の障害等級1級または2級のいずれかの状態になっていること。

条件その3 (保険料納付)

次の保険料納付要件のいずれかを満たしていること。
①初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が

3分の2以上であること。
②初診日が平成28年4月1日前にあるときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の未納期間がないこと。
※初診日が20歳前にあるときは、保険料納付要件は不要。

障害基礎年金の年金額

(平成22年度)
1級障害 990,100円+子の加算額
2級障害 792,100円+子の加算額
※18歳到達年度末日までの間にある子（または1級・2級の障害の状態にある20歳未満）がある場合、加算されます。
子2人まで……（子1人につき）227,900円
子3人目から…（子1人につき）75,900円

初診日とは？

傷病（障害の原因となった病気やけが）について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。
※同一傷病で転医があった場合は、一番初めに診療を受けた日が初診日。

障害認定日とは？

障害の程度を定める日のこととで、その障害の原因となった傷病についての初診日から起算して1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

保険料の納付要件

前記①または②の場合には、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上であることが必要です。

遺族基礎年金は、どんなときに受けられますか？

遺族基礎年金は、次のいずれかの要件に当てはまる場合に、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

遺族基礎年金支給の要件

- ①国民年金の被保険者である間に死亡したとき。
- ②国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき。
- ③老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき。
- ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が死亡したとき。

対象となる「子」とは？

18歳に到達する年度末までの子、1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子が対象です。死亡した当時、胎児であった子も出生以後に対象となります。

生計維持とは？

「死亡した方によって生計を維持されていた方」とは、死亡当時、死亡した方と生計を同一にしていた方で、年収850万円の収入を将来にわたって得られない方です。

遺族基礎年金の年金額

(平成22年度)
子のある妻に支給されるときは、**792,100円+子の加算額**
子に支給されるときは、**792,100円+2人目以降の子の加算額**
(子の数で割った額が1人あたりの額)
子2人まで……（子1人につき）227,900円
子3人目から…（子1人につき）75,900円



第1号被保険者の独自給付

国民年金の独自給付として「寡婦年金」、「死亡一時金」および「付加年金」があります。

寡婦年金とは？

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が死亡したときに、夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（事実婚を含む）が10年以上継続している妻に対して、60歳から65歳になるまでの間支給されます。金額は、夫の第1号被保険者期間について老齢基礎年金の計算方法により計算した額の4分の3になります。
※夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受給していた場合は請求できません。

死亡一時金とは？

死亡一時金は、第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上ある方が死亡したときに遺族に支給されます。遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順番で、死亡したときに生計を同一にしていた方です。

付加年金とは？

定額の保険料に月額400円の保険料（付加保険料）を上乗せして納めると、老齢の基礎年金に付加年金が上乗せされます。
※農業者年金に加入されている方は納付が必要です。
※国民年金基金に加入されている方は納付ができません。

国民年金の保険料 (平成23年度)

納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分
現金支払(前納)	/	89,390円	177,040円
【割引額】		730円お得	3,200円お得
口座振替(前納)	14,970円	89,100円	176,460円
【割引額】	50円お得	1,020円お得	3,780円お得
現金支払(月々)	15,020円	90,120円	180,240円

国民年金の保険料は、前納割引がお得です

国民年金の保険料は、支払方法によってお得な割引料金が設定されています。
口座振替は、口座をお持ちの金融機関・郵便局または、年金事務所でお申し込みください。
※経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、「保険料免除制度」があります。